

## ISSUE BRIEF

# 地上デジタル放送の現状と課題【第2版】

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 693 (2010. 12. 2.)

はじめに

I 地上デジタル放送とは

II 地上デジタル放送関係予算

III 送信側の現状と課題

1 デジタル中継局の整備

2 地デジ難視対策衛星放送

IV 受信側の現状と課題

1 各世帯のデジタル化

2 共聴施設のデジタル化

おわりに

<付表>地上デジタル放送をめぐる

主な動き

地上アナログ放送が停波され、地上デジタル放送へ完全移行する平成 23 年 7 月 24 日まで、あと半年余りとなった。政府は、多額の国費を投入して、地上デジタル放送の普及に取り組んでいる。

送信環境整備の面では、地上デジタル放送のカバーエリアは着実に広がっているが、難視地区も一部に発生しており、対策が必要となっている。受信側の課題としては、集合住宅やビル陰などで、電波を共同受信するための施設（共聴施設）がデジタル未対応な世帯も多い。

国策として地上波テレビのデジタル化を行う以上、デジタル化によって放送を視聴できなくなる国民を生じさせるわけにはいかない。万全の状態アナログ放送を終了する日を迎えることが求められる。

国土交通課

しみず なおき  
(清水 直樹)

調査と情報

第 6 9 3 号

## はじめに

地上アナログ放送が停波され、地上デジタル放送へ完全移行する平成 23 年 7 月 24 日まで、あと半年余りとなった<sup>1</sup>。平成 22 年 9 月末の総務省の調査で、受信機器の世帯普及率は 9 割を超え、順調に普及しているようにも見える。しかし、集合住宅やビル陰などで、電波を共同受信するための施設（共聴施設）が、地上デジタル放送に未対応な世帯も多い。こうした状況の中、期限どおりにアナログ放送を終了すると、テレビを見ることができない家庭や事業所が数百万規模で発生するおそれがあるとして、完全移行を延期すべきだという提言もあらわれている<sup>2</sup>。

国策として地上波テレビ放送のデジタル化を行う以上、デジタル化によって放送を視聴できなくなる国民（いわゆる「地デジ難民」）を生じさせるわけにはいかない。以下では、完全移行に向けた主な課題について、送信側、受信側それぞれの面から、現在の状況を整理する。

## I 地上デジタル放送とは

アナログ方式のテレビ放送が、テレビ信号を電気的な連続信号として扱っているのに対して、デジタル放送は、テレビ信号を「0」と「1」により数値化して扱う放送である<sup>3</sup>。しかし、アナログ方式で一応不自由なく視聴できる地上波テレビ放送を、なぜデジタル化するのだろうか。政府は、デジタル化を推進する理由として、次の 3 点を挙げている<sup>4</sup>。

- ① 高画質・高音質な放送、多チャンネル放送、データ放送、安定した移動端末向け放送（ワンセグ）などが可能になり、国民に大きなメリットがあること。
- ② より効率的な電波の使用方法であるデジタル方式に移行すれば、節減された周波数をほかの用途に振り替えることができ、電波の有効利用によって経済の活性化も実現できること。
- ③ 放送のデジタル化は全世界的な潮流であり、受信機の製造やコンテンツなど、関連産業の国際競争力を確保する観点からも、放送のデジタル化には積極的に取り組むべきであること。

地上波テレビ放送は、衛星を用いずに、地上の無線局から電波を送信して行うテレビ放送である。我が国の地上アナログ放送では、VHF 帯<sup>5</sup>と UHF 帯<sup>6</sup>の周波数の一部を使用し

---

<sup>1</sup> この期限は、平成 13 年の電波法の改正で決められたものである。改正された電波法は、地上アナログ放送による周波数の使用が、周波数割当計画又は放送用周波数使用計画の変更後 10 年以内であることを要件として、アナログ周波数の変更（いわゆる「アナ・アナ変換」。脚注 10 参照）に要する費用に国費（電波利用料）を充てることができることとした。周波数割当計画と放送用周波数使用計画の変更は、平成 13 年 7 月 25 日に総務省から告示され、地上アナログ放送の周波数使用期限が平成 23 年 7 月 24 日と定められた。

<sup>2</sup> 「地上デジタル放送完全移行の延期と現行アナログ放送停止の延期を求める提言」「地デジ完全移行／現行アナログ放送停止の延期を求める「10の根拠」についての資料」『放送レポート』226号、2010.9、pp.10-16。

発起人は、坂本衛、清水英夫、砂川浩慶、原寿雄の4氏。

<sup>3</sup> NHK 受信技術センター編『知っておきたい地上デジタル放送—テレビ新時代』日本放送出版協会、2003、p.12。

<sup>4</sup> 第 166 回国会参議院総務委員会会議録第 3 号 平成 19 年 3 月 15 日 pp.13-14。

<sup>5</sup> Very High Frequency（超短波）の略。30MHz から 300MHz までの帯域の電波を指す。地上アナログ放送は、90MHz から 108MHz、170MHz から 222MHz を使用している。

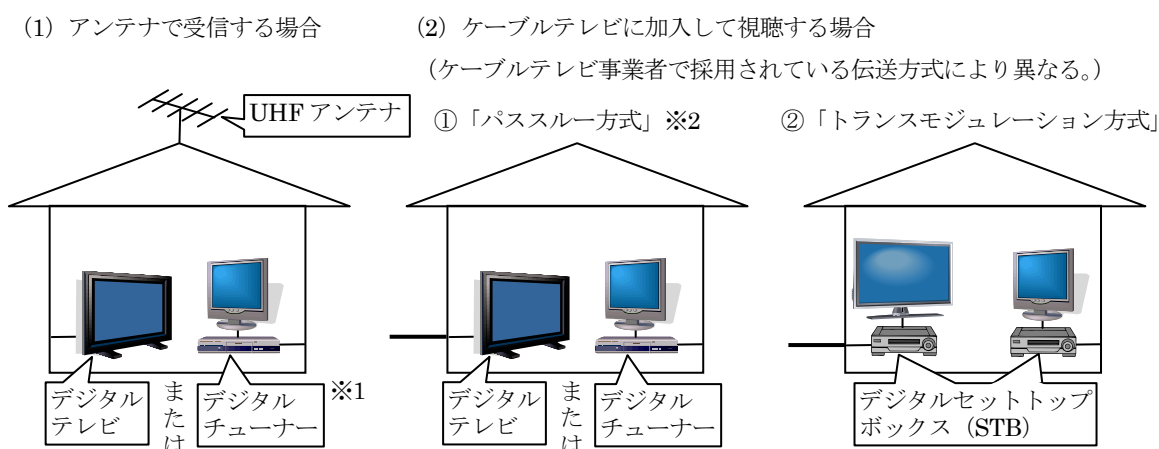
<sup>6</sup> Ultra High Frequency（極超短波）の略。300MHz から 3GHz までの帯域の電波を指す。地上アナログ放送

て放送している。これは、当初 VHF 帯で放送を開始したものの、民間放送が 1 局しか視聴できない地域の住民から 2 局目の開設が望まれたため、昭和 40 年代以降、UHF 帯に周波数の割り当てを拡大させたためである<sup>7</sup>。これに対して、地上デジタル放送は、UHF 帯の周波数のみを使用し、地上アナログ放送が VHF 帯で使用していた周波数は、携帯端末向けのサービスなどに割り当てられる。

地上波テレビ放送は、各世帯が設置する個別アンテナや、集合住宅の共同アンテナで電波を受信する以外にも、様々な方法で視聴されている。山かげで電波を直接受信できない地域や、高層建築物の影響でテレビがきれいに映らない地域では、電波状況の良いところに共同受信用のアンテナを立て、そこから各世帯にケーブルを引く方法がとられてきた<sup>8</sup>。昭和 60 年代以降は、都市部を対象地域として、多目的、多チャンネルサービスを提供する都市型のケーブルテレビが発展してきた<sup>9</sup>。

地上デジタル放送を視聴するために、各世帯で必要な機器を表すと、図 1 のようになる。多くの場合は、デジタルチューナー内蔵のテレビ（以下「デジタルテレビ」とする。）、またはアナログテレビに接続するデジタルチューナーなどが必要である。一部の伝送方式のケーブルテレビでは（図 1 の (2) の②）、デジタル放送用のセットトップボックス（セットトップボックスはケーブルテレビを視聴するための専用機器）が不可欠である。

図 1 地上デジタル放送の視聴に必要な機器



(出典) 筆者作成。

は、470MHz から 770MHz を使用している。

<sup>7</sup> 日本放送協会編『20 世紀放送史（下）』日本放送出版協会，2001，pp.26-28。

<sup>8</sup> 吉崎正弘『続・旬のケーブルテレビ（2000-2010）』ニューメディア，2006，pp.15-16。

<sup>9</sup> 日本放送協会編 前掲注 7，pp.242-245。

## Ⅱ 地上デジタル放送関係予算

当初、地上デジタル放送への移行のための国費投入は、いわゆる「アナ・アナ変換<sup>10</sup>」に約 1800 億円を投入したことを除いて、限定的であった。しかし、近年の普及の遅れを背景として、平成 20 年 6 月、総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送総合対策本部」は、平成 21 年度から 23 年度までの 3 年間で、合計約 2000 億円の国費を投入する、との方針を明らかにした<sup>11</sup>。

地上デジタル放送関係の予算は、電波利用料を財源としており、その額は、平成 21 年度で 480 億円、平成 22 年度で 870 億円、平成 23 年度概算要求で 710 億円である（表 1 参照）。電波利用料は、電波の適正な利用を確保するため、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用を、受益者である無線局免許人が負担するものであり、

表 1 地上デジタル放送関係の予算 (単位：億円)

	平成 21 年度	平成 21 年度補正	平成 22 年度	平成 22 年度補正	平成 23 年度要求
アナログ放送終了のための最終体制の整備					
地デジコールセンターの運営	3.6	—	18.4	9.9	47.9
全都道府県のデジサポによる受信相談・現地調査等	76.7	—	110.6	—	129.0
高齢者・障がい者等を中心としたきめ細かなサポートの実施	88.2	—	74.6	—	51.9
地デジ受信のための支援策の集中的実施					
辺地共聴施設のデジタル化の支援	52.1	—	60.4	—	37.6
受信障害対策共聴施設のデジタル化の支援	53.9	50.4	57.1	16.0	26.6
集合住宅共聴施設のデジタル化の支援	—	87.5	19.2		5.9
新たな難視対策	—	10.5	18.2	—	62.7
暫定的な衛星利用による難視聴対策	7.8	—	87.0	24.9	72.8
低所得世帯への受信機器支援					
低所得世帯への地デジチューナー等の支援	170.1	—	337.5	39.0	145.2
その他					
デジタル混信の解消	5.3	—	10.8	—	57.3
アナログ停波後のチャンネル切替	0.9	—	8.1	—	51.8
デジタル中継局の整備に対する支援	16.9	—	43.4	—	20.0
デジアナ変換の導入による円滑な受信環境整備の推進	—	—	18.8	—	0.9
その他	2.4	1.5	1.9	—	—
合計	約 480	約 150	約 870	約 90	約 710
( ) 内は、その年度の歳出額 ※1	(約 152)	(約 150)	(約 245)	(約 90)	(約 340)

※1 国庫債務負担行為の適用により、歳出は複数年度に分けて行われる。

(出典) 総務省資料をもとに筆者作成。

<sup>10</sup> UHF 帯に地上デジタル放送用の周波数を確保するため、一部の地域で必要になった、既存の地上アナログ放送の周波数を別の周波数に変更する作業（放送事業者における空中線や放送機器等の交換・調整、受信世帯におけるアンテナ等の交換・調整）。アナ・アナ変換の財源は、電波利用料である。

<sup>11</sup> 「地デジ対策 2000 億円 総務省方針」『読売新聞』2008.6.10.

用途は電波法で限定されている<sup>12</sup>。

電波利用料の用途に、地上デジタル放送の送受信環境整備（共聴施設の整備やデジタル受信相談）を追加することは、平成 20 年の電波法改正によって実現した。また、低所得世帯へのデジタルチューナー等の無償配布は、平成 21 年の電波法改正（当分の間の特例措置として、附則を改正）によって可能となったものである。

なお、平成 22 年度の地上デジタル放送関係の予算は、平成 21 年 11 月に実施された事業仕分けで取り上げられた。仕分け人から、「説明会の開催方法にムダがある」、「チューナー無償配布の対象をより限定すべき」といった意見があり、「予算要求の縮減（半額の縮減）」という判定結果となった<sup>13</sup>。地上デジタル放送への円滑な移行のために、電波利用料を活用しているが、その費用対効果について、理解を得られる使い方が求められよう。

### Ⅲ 送信側の現状と課題

#### 1 デジタル中継局の整備

我が国の放送は、公共放送の日本放送協会（以下「NHK」とする。）と、民間放送事業者の二元体制で行われている。日本全国に向けてテレビ放送を行うことに関して、NHK は、放送があまねく全国で受信できるように措置することが義務付けられている（放送法第 9 条第 5 項）。NHK は、難視聴地域については、住民組合と費用を分担して共聴施設を設置するとともに、昭和 59 年以降は、難視聴解消を目的とする衛星系による放送（衛星第 2 テレビ。いわゆる「BS2」）を実施している。

一方、地上波テレビの民間放送事業者には、それぞれの放送対象地域で、放送があまねく受信できるように努める「努力義務」が課せられている（放送法第 2 条の 2 第 6 項）。放送事業者の努力だけではテレビ放送がうまく視聴できない地域については、政府や地方自治体も、難視聴解消の取り組みを行ってきた。

放送事業者は、放送のデジタル化にあたって、①親局や中継局といった電波の送信設備、②放送局内の放送の送出設備、③スタジオや中継車等の番組の制作設備、をデジタル放送に対応したものに整備する必要がある。これらにかかる設備投資額を、NHK は 4000 億円（平成 13～25 年度）<sup>14</sup>、民間放送事業者は 127 社合計で 1 兆 440 億円（平成 23 年まで）<sup>15</sup>と見込んでいる。なお、民間放送事業者に対する金融・税制面での支援措置として、それぞれ対象となる設備に対して、①独立行政法人情報通信研究機構による債務保証（高度テレビジョン放送施設整備臨時措置法に基づくもの）、②地方税の優遇措置（固定資産税・

<sup>12</sup> 無線局の免許人が毎年納付する電波利用料の額は、無線局の区分に応じて法定されている。携帯電話も無線局であるが、1つ1つの端末の所有者が免許人になるのではなく、携帯電話事業者が包括免許人となって電波利用料を納付している。電波利用料財源の規模は、平成 22 年度歳入予算で約 711 億円であり、そのうち 3/4 程度は携帯電話端末から徴収されている。

<sup>13</sup> 行政刷新会議「事業仕分け 資料（第 1WG 評価コメント）」2009.11.13.

<<http://www.cao.go.jp/sasshin/oshirase/h-kekka/pdf/nov13kekka/1-20.pdf>>

<sup>14</sup> 日本放送協会「平成 22 年度 収支予算と事業計画の説明資料」p.43.

<<http://www9.nhk.or.jp/pr/keiei/yosan/yosan22/pdf/siryu.pdf>>

<sup>15</sup> 日本民間放送連盟「地上民放テレビ社のデジタル化設備投資額について」2007.9.12. <<http://nab.or.jp/>>

ローカル局 1 社あたりの平均投資額は 54 億円と見込まれているが、1 社あたりの平均の売上高は約 61 億円（平成 20 年度）という規模であり、デジタル化設備投資は重い負担であることも指摘される。

不動産取得税)、③地方公共団体による無利子融資(いわゆる「ふるさと融資」)等が行われている。

地上アナログ放送の世帯カバー率は、約98.5%であり、残りの約1.5%の大部分は、辺地共聴施設等で視聴しているといわれる<sup>16</sup>。各放送事業者が中継局のデジタル化を進めた結果、平成22年内には、地上デジタル放送のカバー率は98%になる見込みである<sup>17</sup>。

一方、デジタル中継局整備を進めるなか、中継局でカバーできる予定であったのに、実際には電波が届かない(いわゆる「新たな難視」)地域も発生している。総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、電波の特性の違い等によって、アナログ放送は受信可能であるがデジタル放送は受信困難となる世帯が、全国で約35万世帯発生すると推定している<sup>18</sup>。

## 2 地デジ難視対策衛星放送

地上デジタル放送の電波を受信できず難視となった地域では、共聴施設や中継局の整備、ケーブルテレビへの移行などが試みられることになる。それでも放送を送り届けることができない世帯に対しては、「地デジ難視対策衛星放送」として、暫定的に放送衛星(BS)を使って地上デジタル放送が送信されることとなった<sup>19</sup>。

地デジ難視対策衛星放送の実施期間は、平成22年3月から平成27年3月末までの最長約5年間である。対象として認められた世帯には、BSデジタルチューナー1台の貸与及びBSアンテナの設置工事が無償で行われ、放送を無料で視聴することができる(NHKとの放送受信契約は必要)。ただし、放送される番組は、東京地区のNHK(総合と教育)と民放キー局の計7チャンネルであり、その地域のローカル局の放送を視聴することはできない。

地デジ難視対策衛星放送は、5年間の暫定的な制度であるため、難視地域では、放送終了までに、何らかの地上系のネットワークを用いて放送を視聴できる環境を整える必要がある。

## IV 受信側の現状と課題

### 1 各世帯のデジタル化

#### (1) デジタル化の状況

地上波テレビ放送を視聴する形態には、①各世帯が設置した個別アンテナで受信する「個別受信」、②共同アンテナによる受信を通じて各世帯が配信を受ける「共同受信」、③ケーブルテレビに加入しての視聴がある<sup>20</sup>。各世帯が地上デジタル放送を視聴するために

<sup>16</sup> 情報通信審議会「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割 第7次中間答申」2010.7.5, p.3. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/datashu/pdf/100722\\_05.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/pdf/100722_05.pdf)>

<sup>17</sup> 玉知夫「アナログ放送終了計画の進捗状況」『月刊民放』40巻7号, 2010.7, p.19.

<sup>18</sup> 総務省「地上デジタル放送難視地区対策計画の位置づけ(改定)」2010.8.10.  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/pdf/int\\_taisaku.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/int_taisaku.pdf)>

<sup>19</sup> 総務省・デジタル放送推進協会「地デジ難視対策衛星放送の放送開始」2010.3.11.  
<[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000057805.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000057805.pdf)>

<sup>20</sup> NHKが、平成19年に全国約3,000世帯を調査した結果によると、受信形態の割合は、①個別受信: 40.4%、②共同受信: 26.0%、③ケーブルテレビ: 33.7%である(木村恭子「第30回NHK受信実態調査結果の概要」)

は、視聴形態に応じて、デジタル放送を受信するための機器を設置しなければならない<sup>21</sup>。

個別受信の世帯では、地上デジタル放送が使用する UHF 帯の伝送に対応するアンテナを設置する必要がある。新たにアンテナを設置する費用は、工事費込みで 3 万 5000 円程度である。すでに設置しているアンテナが UHF アンテナであっても、方向調整をする必要があったり、増幅器（ブースター）などが必要になったりする場合もある。

我が国には、1 世帯平均 2 台以上、合計 1 億数千万台のテレビが普及しているといわれる。地上デジタル推進全国会議は、地上デジタル放送を受信できるテレビの普及目標を、①世帯数については「全世帯（5000 万世帯）への普及」、②台数については「1 億台の普及」、と掲げている（図 2、図 3 参照）<sup>22</sup>。普及目標の対象となる機器としては、デジタルテレビのほか、外付けするデジタルチューナー、デジタルチューナー内蔵の録画機やパソコン、ケーブルテレビ用のデジタルセットトップボックスなどが挙げられる。

図 2 普及世帯数に関する普及目標（ロードマップ）

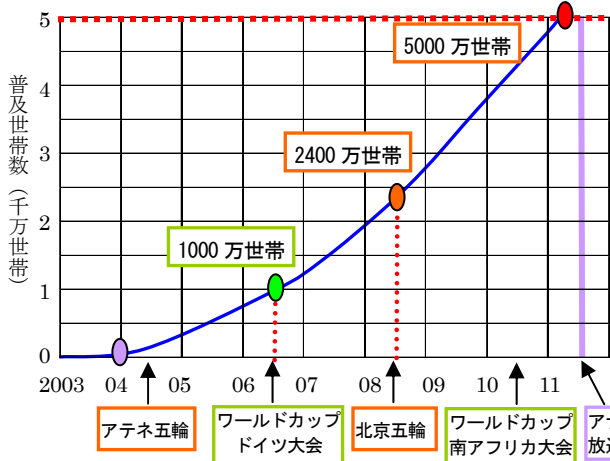
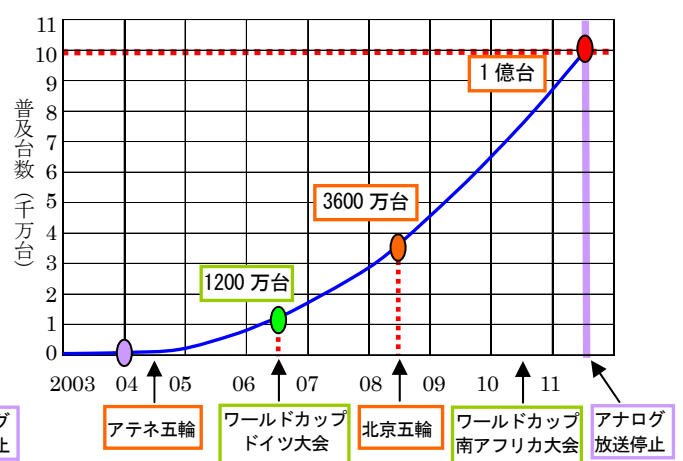


図 3 普及台数に関する普及目標（ロードマップ）



（出典）地上デジタル推進全国会議「デジタル放送推進のための行動計画（第 8 次）」2007.11.30, p.8.

<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/datashu/pdf/plan\\_8th.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/pdf/plan_8th.pdf)>

総務省の調査によると、普及状況は以下のとおりである<sup>23</sup>。

世帯普及率：83.8%（平成 22 年 3 月末）	当初の普及目標：81.6%
90.3%（平成 22 年 9 月末）	当初の普及目標：91.0%
普及台数：7374 万台（平成 22 年 3 月末）	当初の普及目標：6960 万台

いずれも、ほぼ目標どおりの数値であるが、年収が 200 万円未満の世帯における普及率が 67.5%（平成 22 年 3 月末）にとどまるなど、世帯年収による開きも見られる。また、これらの数字は順調な普及をあらわしていない、という批判もある。例えば、地上デジタ

『放送技術』60 巻 12 号, 2007.12, pp.113-114.)。

<sup>21</sup> 本稿 p.2.参照。

<sup>22</sup> 地上デジタル推進全国会議「デジタル放送推進のための行動計画（第 8 次）」2007.11.30, p.8.

<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/datashu/pdf/plan\\_8th.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/pdf/plan_8th.pdf)>

<sup>23</sup> 平成 22 年 3 月末の数値は、総務省「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査の結果」2010.5.27. <[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/pdf/000043398.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/000043398.pdf)> を参照。平成 22 年 9 月末の数値は、「地デジ普及率 9 月 9 割超 残り 8 ヶ月 対策進むか」『日本経済新聞』2010.11.25.を参照。

ル放送への完全移行延期を求める有識者の「提言」では、次のような内容の指摘をしている<sup>24</sup>。

- ・総務省の世帯普及率の調査は、電話をかけて調査に協力してよいと回答した世帯だけを対象にしており、単身世帯や高齢者世帯、あるいは調査に非協力的な世帯が漏れている。平成 22 年 3 月の、内閣府の消費動向調査では、薄型テレビ（地デジ非対応を含む。）の 2 人以上世帯の普及率は、69.2%である。単身世帯の存在を考えれば、平成 22 年 7 月時点での世帯普及率は、せいぜい 60%台以下であると推定される。
- ・普及台数は、デジタルテレビ、デジタルチューナー、デジタルチューナー内蔵の録画機やパソコン、ケーブルテレビ用セットトップボックスなどを単純に加えたもので、重複が大きい。例えば、ハイビジョンテレビがなくてデジタルチューナー内蔵録画機を購入する人や、一家に 1 台のテレビをパソコンでよしとする人は少ない、と考えられる。

## （2）購入支援

地上デジタル放送の開始当初は、デジタルテレビの品揃えは大画面のものに限られ、価格は数十万円であった。その後、商品の低廉化と多様化が進み、現在では、液晶 32 型のデジタルテレビは、5 万円前後から販売されている。また、地上デジタル放送用のチューナーは、放送が見られるだけで、データ放送等に対応しない簡易な機能のものであれば、5,000 円程度で購入可能になった。

デジタルテレビは、平成 21 年 5 月に開始された家電エコポイント制度の対象となっている。32 型のデジタルテレビであれば、12,000 点（買い替えの場合、さらに 3,000 点加算）のポイントが付与されたが、平成 22 年 12 月以降、ポイントが 6,000 点に縮小された。平成 23 年 1 月以降は、買い替えをしてリサイクルを行う場合のみが対象となる（買い替え加算は廃止）。同制度は、平成 23 年 3 月末の購入分までで終了する予定である。

また、経済的な理由から受信機器を購入することが困難な世帯に対する支援も実施されている。政府は、受信機器等の購入は原則として視聴者の負担であるという見解を持っているが<sup>25</sup>、平成 21 年度から、NHK 受信料全額免除の最大約 270 万世帯<sup>26</sup>に対して、簡易チューナー等の無償配布を開始した。ただし、平成 21 年度は約 63 万世帯の申込みがあったが、平成 22 年度は、9 月末時点で約 33 万世帯の申込みにとどまっている<sup>27</sup>。今後は、市町村民税非課税で地デジ対応が済んでいない世帯（推定 156 万世帯）も、支援対象とする方針である<sup>28</sup>。

## 2 共聴施設のデジタル化

共同受信で用いられる共聴施設（共同アンテナ等）も、地上デジタル放送が使用する

<sup>24</sup> 前掲注 2

<sup>25</sup> 政府の答弁として、第 166 回国会衆議院予算委員会議録第 10 号 平成 19 年 2 月 16 日 p.41;「衆議院議員平岡秀夫君提出地上波デジタル放送の開始に伴うアナログ放送の廃止に関する質問に対する答弁書」内閣衆質 156 第 137 号 平成 15 年 8 月 29 日など。

<sup>26</sup> 対象は、生活保護など公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者。

<sup>27</sup> 「低所得者向け地デジチューナー 無償配布応募 まだ 4 分の 1」『東京新聞』2010.10.19.

<sup>28</sup> 「市町村民税の非課税世帯にも地デジチューナー配布へ、総務省が意向」『日経ニューメディア』1240 号, 2010.9.6, p.6.



UHF 帯の伝送に対応していない場合、改修が必要である。共聴施設は受信側の施設であるため、改修等にかかる費用は、基本的には受信者が負担しなければならないが<sup>29</sup>、費用の一部を国が補助する制度もある。共聴施設には、表 2 のような 3 つの類型がある。

表 2 共聴施設の類型

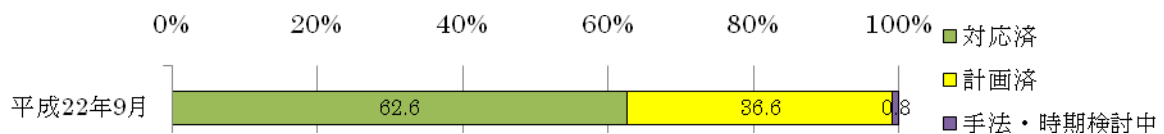
	設置目的	施設数	世帯数
(1) 辺地共聴施設	山間部等における地理的要因による難視聴解消	約 2 万施設	約 140 万世帯
自主共聴	住民組合が、主に民間放送の難視聴解消のために自主的に設置し、運用している施設	約 11,800 施設	—
NHK 共聴	NHK が NHK の難視聴解消のために設置した設備に、住民組合が民間放送用の設備を併設し、共同で運用している施設	約 8,200 施設	—
(2) 都市受信障害共聴施設	都市部における建築物等による受信障害解消	約 5 万施設	約 600 万世帯
(3) 集合住宅共聴施設	マンションなどの集合住宅での共同受信	約 210 万棟	約 1900 万世帯

(出典) 筆者作成。「施設数」、「世帯数」については、地上デジタル推進全国会議「デジタル放送推進のための行動計画（第 10 次）」2009.12.1, p.22. 及び 資料編（「資料 2 受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ」）を基にした。

### (1) 辺地共聴施設

自主共聴施設については、平成 22 年 9 月末現在、12,088 施設のうち 7,565 施設 (62.6%) が、デジタル化対応済みである。また、約 99% の施設について、デジタル化対応の目途 (完了又は計画済) を得ている。

図 4 辺地共聴施設（自主共聴）のデジタル化対応状況



(出典) 総務省「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ（第 5 版）の公表」2010.10.25.  
<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu10\\_01000005.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu10_01000005.html)> を基に筆者作成。

NHK 共聴施設については、平成 22 年 9 月末現在、約 7,800 施設のうち約 6,400 施設 (約 82%) のデジタル化対応が完了しており、引き続き、NHK が、受信料収入をもとに責任をもって対応するとされている<sup>30</sup>。

辺地共聴施設の整備については、1 世帯当たりの負担が 3 万 5000 円を超える場合、国が費用の一部を補助する制度 (改修費用の 1/2、新設費用の 2/3) がある。自己負担が高額になる場合、地デジ難視対策衛星放送で当面の解決を図っている例も見られるが、地デジ難視対策衛星放送は、平成 27 年 3 月末までの暫定的な制度である。

<sup>29</sup> 政府の答弁として、第 165 回国会衆議院総務委員会議録第 10 号 平成 18 年 12 月 12 日 p.17.など。

<sup>30</sup> 総務省「辺地共聴施設デジタル化ロードマップ（第 5 版）の公表」2010.10.25.

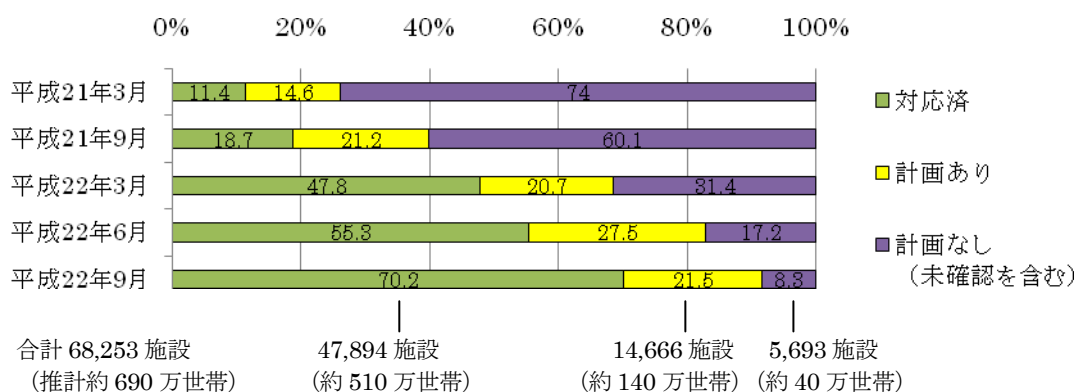
<[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu10\\_01000005.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu10_01000005.html)>

## (2) 都市受信障害共聴施設

都市受信障害共聴施設は、高層建築物等の影響による受信障害対策として、高層建築物等の所有者が設置し、運用しているものである。地上デジタル放送は、アナログ放送に比べて受信障害に強いと見込まれている。しかし、デジタル化後の受信障害範囲の調査費用、引き続き発生する受信障害のための施設の改修費用、受信障害が解消されて不要になる施設の撤去費用などがかかることになる。また、受信障害が解消される地域の住民は、各世帯で UHF アンテナを設置したり、ケーブルテレビに加入したりする必要がある。

総務省は、都市受信障害共聴施設のデジタル対応にかかる改修費用について、高層建築物等の所有者と障害地域の受信者の当事者間協議による対応を基本としつつ、協議の参考のために「費用負担の考え方」を示している<sup>31</sup>。これによれば、障害地域の受信者は「地上デジタル放送の受信に通常必要とされる経費」（すなわち、一般的な一戸建てにおける UHF アンテナ設置費用に相当する 3 万 5000 円）を、高層建築物等の所有者はそれを超える経費をそれぞれ負担することとされている。

図5 都市受信障害共聴施設のデジタル化対応状況



(出典) 総務省「受信障害対策共聴施設・集合住宅共聴施設の市区町村別ロードマップ(第3版)の公表」2010.11.24. <[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu09\\_01000007.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_01000007.html)> を基に筆者作成。

都市受信障害共聴施設のデジタル化は、当事者間の協議が不調となって、対応が進まない場合もあり、完全移行に向けた大きな課題となっている<sup>32</sup>。平成 21 年度に、1 世帯当たりの負担が 3 万 5000 円を超える場合、国が費用の一部を補助する制度(改修費用の 1/2)が設けられた。平成 22 年 2 月からは、1 世帯当たりの負担が 3 万 5000 円を超える場合という条件が撤廃され、支援対象となり得る世帯が拡大された。

## (3) 集合住宅共聴施設

そのまま地上デジタル放送が受信可能な施設も多いとされるが、改修が必要な場合、1 世帯あたり数万円以上の費用がかかることもある。特に、分譲住宅においては、管理組合

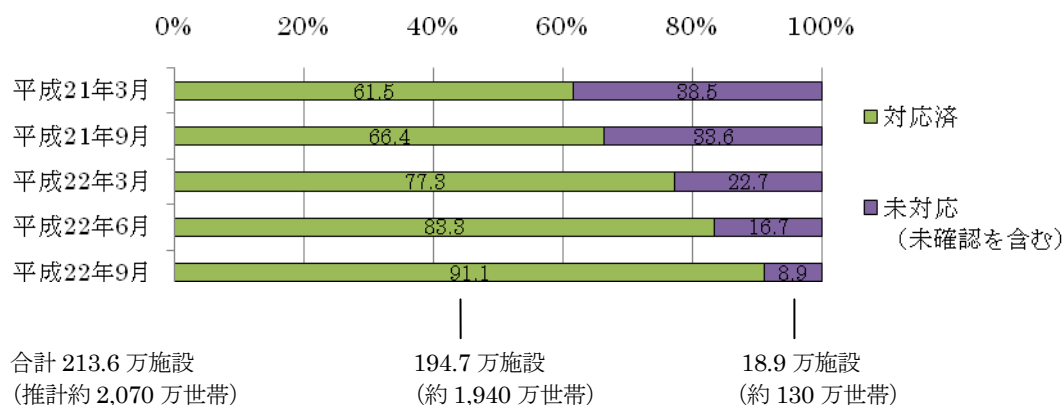
<sup>31</sup> 総務省「都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る考え方」2006.11.27.

<[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/pdf/how04\\_01.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/pdf/how04_01.pdf)>

<sup>32</sup> 例えば、「遅れる「ビル陰」対策 地デジ完全移行の難題」『週刊東洋経済』6254号, 2010.4.3, pp.20-21; 「共同アンテナ 地デジ化難航」『東京新聞』2010.9.11.など。

が中心となって、どのようなデジタル化対応を選択するのか（例えば、衛星放送の視聴にも対応できる改修を行ったり、共聴施設からケーブルテレビへの加入に切り替えたりするなど）、早急に合意形成をする必要がある。

図6 集合住宅共聴施設のデジタル化対応状況



(出典) 総務省「受信障害対策共聴施設・集合住宅共聴施設の市区町村別ロードマップ(第3版)の公表」2010.11.24. <[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu09\\_01000007.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu09_01000007.html)> を基に筆者作成。

集合住宅共聴施設のデジタル化は、UHF アンテナの設置されていない集合住宅が多い南関東（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）で、重点的な対応が必要とされる。支援の枠組みとしては、平成 21 年度の補正予算以降、1 世帯当たりの負担が 3 万 5000 円を超える場合、国が費用の一部を補助する制度（改修費用の 1/2）が設けられている。

## おわりに

平成 22 年 7 月 24 日には、完全移行のモデル地区である石川県珠洲地域で、地上アナログ放送が先行終了し、大きな混乱なく地上デジタル放送へ移行した。しかし、珠洲地域にはもともと UHF 帯のアナログ放送があり、また、ケーブルテレビ加入世帯も多い地域であるため、デジタル対応が遅れがちな地域とは状況が異なることも指摘される<sup>33</sup>。

完全移行の期限が迫った現在、政府としては、国民に幅広い支援の枠組みを提供するだけでなく、それらが実際にうまく活用されるかどうかという点にも気を付けて、取り組んでいくことが重要である。例えば、アンテナや共聴施設の改修工事が、平成 23 年 7 月近くに集中した場合、工事事業者がすべてを処理することは困難になることも予想されている。NHK 放送文化研究所が、関係業界を対象に行ったアンケート調査で、放送事業者や自治体と比べて、工事事業者が最も悲観的な見方を示していることは、注目すべき結果であろう<sup>34</sup>。

地上デジタル放送の普及状況を十分に把握したうえで、「地デジ難民」を発生させぬよう、万全の状態でもアナログ放送を終了する日を迎えることが求められる。

<sup>33</sup> 「地デジ、無難に先行移行 石川・珠洲 全国より手厚い支援」『朝日新聞』2010.7.25.

<sup>34</sup> 工事事業者の 82%が「工事はアナログ停波期限に間に合わなくなるおそれがある」と回答し、74%が「平成 23 年 7 月時点での地デジ視聴可能世帯が 90%に満たない」と予測している（吉次由美「完全デジタル化に向けて残された課題を探る」『放送研究と調査』60 巻 7 号, 2010.7, pp.24-38.参照）。

## ＜付表＞ 地上デジタル放送をめぐる主な動き

平成 10 年 10 月 26 日	郵政省「地上デジタル放送懇談会」が報告書を発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>関東・近畿・中京の三大広域圏では平成 15 年末までに、その他の地域では、平成 18 年末までに地上デジタル放送を開始することを期待。</li> <li>地上アナログ放送の終了時期の目安は、平成 22 年とすることが望ましい。その場合、次の 2 つの条件に沿って、見直し等を行うこととする。①デジタル放送の受信機の世帯普及率が 85%以上であること、②現行のアナログ放送の地域をデジタル放送で原則 100%カバーしていること。</li> </ul>
平成 13 年 6 月 15 日	電波法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>地上アナログ放送による周波数の使用が、周波数割当計画又は放送用周波数使用計画の変更後 10 年以内であることを要件として、アナ・アナ変換の費用を電波利用料で賄うこととした。</li> </ul>
7 月 25 日	総務省が「放送普及基本計画」、「周波数割当計画」、「放送用周波数使用計画」の変更を告示 <ul style="list-style-type: none"> <li>関東・近畿・中京の三大広域圏では平成 15 年までに、それ以外の地域では平成 18 年までに放送を開始することとした。</li> <li>地上アナログ放送の周波数使用期限を、平成 23 年 7 月 24 日と定めた。</li> </ul>
平成 14 年 8 月 1 日	全国地上デジタル放送推進協議会が「地上デジタル放送の今後の進め方について」を発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>アナ・アナ変換の経費が、約 1800 億円になるとの見通しを示す。(当初見積もりでは 727 億円)</li> </ul>
9 月 27 日	総務省が「地上デジタルテレビジョン放送局の免許方針」を制定 <ul style="list-style-type: none"> <li>地上アナログ放送終了までのできるだけ早い段階で、アナログ放送と同等の区域で放送が可能となるよう努めること、が盛り込まれる。</li> </ul>
平成 15 年 6 月 6 日	電波法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>地上デジタル放送への完全移行までの時限措置として、放送事業者に対して、電波利用料の追加負担を求めることとなった。</li> </ul>
12 月 1 日	関東・近畿・中京の三大広域圏で放送開始
平成 17 年 7 月 29 日	情報通信審議会が「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、第 2 次中間答申 <ul style="list-style-type: none"> <li>IP 再送信について、①放送対象地域内に限定した再送信、②番組の内容・品質両面での同一性保持、③著作権保護の技術的担保、が確保されることを条件に積極的活用を提言。</li> <li>IP 再送信の著作権法上の取扱いの明確化の必要性を指摘。</li> </ul>
平成 18 年 12 月 1 日	全国の都道府県庁所在地で放送開始
12 月 22 日	著作権法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>IP マルチキャスト放送による放送の同時再送信（その放送の放送対象地域内）が、著作権法上、有線放送と同じ扱いとなった。</li> </ul>
平成 19 年 8 月 2 日	情報通信審議会が「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」について、第 4 次中間答申 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年時点の地上デジタル放送の難視聴地域の世帯に対して、衛星によるセーフティネットの措置を暫定的に講ずることを提言。</li> <li>受信機購入に対する支援の具体策について、国は、平成 20 年夏までに検討して公表するよう提言。</li> </ul>
8 月 2 日	情報通信審議会が「デジタル・コンテンツの流通の促進に向けて」を答申 <ul style="list-style-type: none"> <li>著作権保護の仕組みについて、1 回のデータ移動しか認めない「コピーワンス」の改善の方向性として、9 回の複製及び 1 回のデータ移動が可能な「ダビング 10」を提案。</li> </ul>
9 月 13 日	総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会が「市町村別ロードマップ」を公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>地上アナログ放送が受信可能な世帯のうち、約 30 万から 60 万の世帯は、地上デジタル放送の難視聴世帯になることが明らかになった。</li> </ul>
平成 20 年 5 月 23 日	電波法の改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>電波利用料の用途を拡大し、放送事業者等が行う中継局整備など、地上デジタル放送の送受信環境整備への支出が可能となった。</li> </ul>
7 月 4 日	「ダビング 10」の運用開始
10 月 1 日	全国 11 か所で「テレビ受信者支援センター」を開所
平成 21 年 2 月 2 日	「テレビ受信者支援センター」が全国の 51 か所に拡大（愛称は「デジサポ」）
4 月 17 日	電波法改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>電波利用料の用途を拡大し、経済的弱者への受信機器購入支援への支出が可能となった。</li> </ul>
5 月 15 日	エコポイント制度開始
8 月 31 日	総務省が「地上デジタル放送難視地区対策計画」（初版）を公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>電波の特性の違い等によって、アナログ放送は受信可能であるがデジタル放送は受信困難となる世帯が、全国で約 35 万世帯発生すると推定した。</li> </ul>
平成 22 年 2 月 19 日	総務省が、ケーブルテレビ事業者に対して、アナログ放送停波後も引き続きアナログテレビを使用できるよう、デジタル放送をアナログ方式に変換して送信する「デジアナ変換」の暫定的導入を要請
3 月 11 日	地デジ難視対策衛星放送の本放送開始
7 月 23 日	総務省が「地デジ最終年総合対策」を発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>問い合わせの集中に備えて、コールセンターの拡充や、臨時相談コーナーの設置をするなどの内容</li> </ul>
7 月 24 日	完全移行のモデル地区である、石川県珠洲地域で地上アナログ放送を先行終了

（出典）情報通信審議会の各答申などを基に筆者作成。